

渡航手続代行条件書

この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。

1. 渡航手続代行契約

- (1) この契約は、株式会社 DMC トラベル（福島県耶麻郡猪苗代町字葉山 7105 番地 観光庁長官登録旅行業第 2186 号）（以下「当社」といいます。）が渡航に必要な手続きを代行することであり、お客様は当社と渡航手続代行契約を締結することになります。
- (2) 当社はおお客様の委託により、当社所定の渡航手続代行料金を申し受け、以下の書類作成、およびこれらに関する業務を行うことを引き受けます。
 - 1) 旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続き
 - 2) 出入国手続書類の作成
 - 3) その他 1)、2) に付随する業務なお、本契約は、お客様の旅券、査証等の取得及び関係国への出入国を保証するものではありません。また、代行をお申込みいただかない場合は旅券、査証の確認、および申請等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただくこととなります。予めご了承ください。
- (3) 当社が契約を締結するお客様は以下の通りとします。
 - 1) 当社と募集型企画旅行契約又は受注型企画旅行もしくは手配旅行契約を締結したお客様
 - 2) 当社が受託しているほかの旅行業者の募集型企画旅行を、当社が代理して契約を締結したお客様

2. 契約のお申込みと成立

- (1) 当社にて当社所定の申込書に必要事項を記入の上、第 4 項に定める渡航手続代行料金を添えてお申込みいただきます。契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込書と渡航手続代行料金を受理した時に成立するものとします。
- (2) 当社は電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約を受け付けます。この場合、お申込みの時点では契約は成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して 3 日以内に、当社に申込書の提出と渡航手続代行料金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申込みはなかったものとして取り扱います。
 - 1) 通信契約により契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
 - a. 当社は、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、会員の署名なくして旅行代金の一部（申込金）等のお支払いを受けることを条件に、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約（以下「通信契約」といいます。）を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取り扱い特約を含む加盟店契約がない等、又は業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
 - b. 通信契約のお申込みの際し、会員は申込みをしようとする「依頼しようとするサービスの内容」に加えて「カード名」、「会員番号」、「カードの有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

- c. 通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
 - d. 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が契約に基づく渡航手続代行料金等の支払い又は払い戻し債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- (3) 当社は契約の成立後速やかに、渡航手続代行業務の内容、渡航手続代行料金の額、その收受方法、当社の責任その他の必要な事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- (4) 当社は、業務上の都合があるときは、契約の締結に応じないことがあります。

3. 渡航手続書類の提出

お客様は当社が定める期日までに渡航手続に必要な書類、資料等（以下、「渡航手続書類」といいます。）を当社にご提出ください。

4. 渡航手続代行料金とその支払時期

- (1) 渡航手続代行料金は契約書面及び別紙に明示いたします。
- (2) 渡航手続代行料金は当社が契約書面に記載した日までにお支払いください。
- (3) 当社が本邦の官公署、在日外国公館その他に手数料、査証料、委託料の支払いを必要とする場合は、前号に関わらず、別途当社が指定する日までに当該査証料等をお支払いいただきます。
- (4) 代行業務にあたり、書類等の郵送費、交通費等の経費が生じた場合は、当該経費はお客様の負担とします。お客様は、当社が指定する日までにそれらの経費をお支払いいただきます。

5. 契約の解除

- (1) 次に掲げる場合においては、当社は締結された契約を解除することがあります。このときは、お客様に本項（2）に定める料金をお支払いいただきます。
 - 1) お客様が当社に指定された日までに渡航手続書類を提出しない場合
 - 2) お客様から提出された渡航手続書類に不備があると当社が認めた場合
 - 3) お客様が渡航手続代行料金、査証料等を指定した日までに当社に支払わなかった場合
 - 4) 当社の責によらず、本邦の官公署により旅券が発給されないおそれ又は再入国が認可されないおそれがあると当社が認めるとき又は在日外国公館から査証が発給されないおそれがあると当社が認める場合
 - 5) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は、契約を解除することがあります。
 - 6) その他当社の業務上の都合がある場合
- (2) 当社が渡航手続代行契約を解除したとき、又はお客様から渡航手続代行契約が解除された場合は、すでに当社が本邦の官公署、在日外国公館その他に支払った手数料、査証料、委託料及び当社がすでに履行した代行業務に関わる渡航手続代行料金をお支払いいただきます。

6. 当社の責任

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して6か月以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2) 当社は、本契約により、お客様が旅券等を取得できることや、関係国への出入国を許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき理由によらず、お客様が旅券などを取得できない、関係国への出入国を許可されなかったとしても、当社はその責任を負いません。

7. 個人情報の取扱いについて

当社は、渡航手続代行業務の履行に際して知り得たお客様の個人情報について、お客様との間の連絡及び渡航手続の代行に必要な範囲内で、本邦の官公署、在日外国公館、その他渡航手続代行業務の履行を行うための委託先に提供いたします。当社の個人情報の取扱いにつきましては、下記 URL をご参照ください。

<https://dmc-travel.co.jp/privacy-policy/>

8. その他

この旅行条件書に定めのない事項は、当社旅行業約款（渡航手続代行契約の部）によります。

制定年月日：2025年11月5日